姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨分館ホール等 指定管理者募集要項

令和7年8月

姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨分館ホール等指定管理者募集要項

姫路市立図書館飾磨分館、姫路市立図書館網干分館、姫路市立図書館広畑分館及び 姫路市立図書館安富分館(以下これらを「分館」という。)、飾磨分館ホール、網干 分館ホール、広畑分館ホール及びネスパル安富ホール(以下これらを「ホール」とい う。)並びに姫路市立広畑トレーニングルーム(以下「トレーニングルーム」という。) の指定管理者(管理運営を実施する団体)を募集します。

1 施設の概要

(1) 姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨分館ホール

所在地	姫路市飾磨区下野田一丁目1番地		
開館年月日	昭和62年(1987年)3月31日		
設置目的	・図書館法の精神に基づき、その目的を達成するための事業を行		
	う。		
	・図書館活動及び地域住民の集会活動等に資する。		
施設概要	構造:鉄骨・鉄筋コンクリート造5階建、敷地面積801㎡、延		
	床面積2,371㎡、借地駐車場327.26㎡		
主要施設	1階:エントランスホール		
	2階:閲覧室		
	3階:会議室(2室)、図書館会議室		
	4階:ホール(客席269席内可動31席)		
	5階:映写室		
	付帯施設:駐車場20台		

(2) 姫路市立図書館網干分館及び網干分館ホール

-/ /APA-11- = II AIA/(S-M) // // // // // // // // // // // // /				
所在地	姫路市網干区垣内南町1429番地6			
開館年月日	平成3年(1991年)4月2日			
設置目的	・図書館法の精神に基づき、その目的を達成するための事業を行			
	う。			
	・図書館活動及び地域住民の集会活動等に資する。			
施設概要	構造:鉄骨・鉄筋コンクリート造4階建			
	敷地面積1,442㎡、延床面積2,981㎡			
視主要施設	1階:エントランスホール、多目的ホール			
	2階:閲覧室、読書室、会議室(2室)			
	3階:ホール(客席261席内車椅子客席2席)、第3会議室、			
	楽屋			
	4階:調音室、映写室			
	付帯施設:駐車場14台、第二駐車場80台			

(3) 姫路市立図書館広畑分館、広畑分館ホール及びトレーニングルーム

所在地	姫路市広畑区正門通三丁目7番地		
開館年月日	平成6年(1994年)4月1日		
設置目的	・図書館法の精神に基づき、その目的を達成するための事業を行		
	う。		
	・図書館活動及び地域住民の集会活動等に資する。		

	・市民の保健・体育・スポーツ及びレクリエーションの振興と心 身の健全な発達を図り、市民福祉の増進及び地域振興に寄与す
	ప .
施設概要	構造:鉄骨・鉄筋コンクリート造6階建、
	敷地面積1,780㎡、延床面積4,851㎡
主要施設	1階:エントランスホール、喫茶レストラン、閲覧室
	2階:閲覧室
	3階:会議室(3室)、読書室、姫路南少年サポートセンター
	4階:トレーニングルーム749.76㎡
	5階:ホール(客席300席内可動10席)、調光室、映写室、
	調音室
	6階:投光室
	付帯施設:駐車場29台

(4) 姫路市立図書館安富分館及びネスパル安富ホール

所在地	姫路市安富町安志1151番地			
開館年月日	平成16年(2004年)6月20日			
設置目的	・図書館法の精神に基づき、その目的を達成するための事業を行			
	う。			
	・図書館活動及び地域住民の集会活動等に資する。			
施設概要	構造:鉄筋コンクリート造3階建、敷地面積5,757㎡(管理			
	する敷地は、このうち建築部分(1,984㎡)と付随する植栽			
	等(506.4㎡)に限る。)			
	延床面積3,831㎡			
主要施設	1階:エントランスホール、公民館事務室、保健指導室、健康増			
	進室、調理実習室、読書室、駐車場			
	2階:閲覧室、多目的ホール(客席372席)、研修室			
	3階:会議室(2室)、研修室、資料室、音響映写機械室			
	付帯施設:駐車場12台			

(5) 利用実績

別紙1-1、別紙1-2のとおり

(6) 前年度及び前々年度の運営経費 別紙2-1、別紙2-2のとおり

2 管理の基準

(1) 利用時間

図書館部分:午前10時から午後6時まで(7月・8月は9時30分から)

ホール部分:午前9時から午後9時まで(ネスパル安富ホールは、午前9時から午後10時まで)

トレーニングルーム部分:午前9時から午後9時まで

(2) 休館日

① 図書館部分

ア 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日イ 資料整理日(毎月の第3木曜日)

- ウ 資料手入期(教育委員会が別に定める日)
- エ 12月28日から翌年1月4日まで
- オ 休日。ただし、月曜日又は土曜日に当たる休日を除く。
- カ その他教育委員会が必要と認める日
- ② ホール部分
 - ア 12月28日から翌年1月3日まで
 - イ その他市長が必要と認める日
- ③ トレーニングルーム部分
 - ア 12月28日から翌年1月4日まで
 - イ その他市長が必要と認める日
- (3) 使用許可及び使用の制限

姫路立図書館併設ホール条例(平成18年姫路市条例第8号)第5条及び第6条 並びに姫路市体育施設条例(昭和55年姫路市条例第5号)第3条及び第4条の規 定に基づき、使用許可及び使用の制限を行ってください。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 姫路市立図書館条例(昭和25年条例第32号)第17条各号に規定する事業を行うこと。
- (2) 姫路市図書館併設ホール条例第21条各号に規定する事業を行うこと。
- (3) 姫路市体育施設条例第20条各号に規定する事業を行うこと。
- ※ 詳細については、別紙「姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨分館ホール等指定管理者業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照のこと。

4 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲において、自らの発案により分館、ホール及びトレーニングルームを活用して任意に事業(自主事業)を提案することができます。自主事業を提案する場合は、事業内容、収支状況等を確認する必要がありますので、事前に施設担当課に確認の上、別途、「姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨分館ホール等自主事業に関する事業計画書」(様式第3号)を提出してください。

また、自主事業の内容(飲食提供サービス、物販、自動販売機の設置等)によっては、施設の占用使用が行政財産の目的外使用となることから、市に対し、別途使用許可の申請を行うとともに、行政財産目的外使用料の支払いが必要となります。

(2) 自主事業収益

自主事業で見込まれる収益の全部又は一部を、指定管理料の提案額の低減に反映させることができます。この場合は、「姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨分館ホール等指定管理業務収支予算書」(様式第2号-2)において指定管理料以外の収入(自主事業収益充当額)として計上してください。

(3) その他

提案された自主事業は、指定管理者の指定後、実施の承認、不承認、条件等を指示するものとします。

5 管理業務の委託等の禁止

管理運営業務のうち清掃、警備等の事実上の業務を第三者へ再委託することは差し 支えありませんが、管理に係る業務を一括して再委託することはできません。また、 条例で定めるところにより行う行政処分(使用許可等)に係る業務についても再委託 できません。

なお、事実上の業務を再委託するに当たっては、申請資格の欠格事由に該当しない 者に対して再委託してください。

6 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。ただし、指定管理者が 市の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当で ないと認めるときは、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全 部又は一部の停止を命ずる場合があります。

7 利用料金制度

ホール及びトレーニングルームにおいては、地方自治法第244条の2第8項の規 定による利用料金制度を適用します。

8 指定管理に関する経費

(1) 指定管理に関する経費の財源

分館、ホール及びトレーニングルームの管理に要する経費は、市が支払う指定管理料、利用料金及び自主事業収益等の収入によって賄うこととします。

(2) 指定管理料

指定管理料には、人件費、施設管理費(光熱水費、清掃、設備点検、警備、樹木剪定等に係る経費及び1件当たり20万円未満の修繕費)及び事務費等が含まれます。

指定管理料は、提案された収支予算書をもとに年度ごとの予算の範囲内で協定により決定します。支払時期や方法についても協定で定めます。

原則として指定管理料の精算は行いませんが、指定管理者の指定後における物価変動に伴う経費の増減や、社会経済情勢の急激な変化など特別の事情があると市が認める場合は、双方協議の上、指定管理料を変更します。

(3) 指定管理料の提案

指定管理料は、別紙2-1「姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨分館ホール等収支決算書」を参考に提案を行ってください。物価変動に伴う経費の増減については、毎年の物価変動状況に応じて双方協議の上、指定管理料の変更を行うため、指定管理料には指定後の物価変動を考慮せず提案してください。なお、物価変動に伴う経費に係る双方協議を行う際に必要となるため、提案する指定管理料の積算内訳を示していただきますようお願いします。

ただし、次に示す上限額を超えて、指定管理料の提案を行った場合は失格となります。

上限額 160,512千円/年平均(消費税及び地方消費税含む)

- (4) キャッシュレス決済に要する経費
 - ① 姫路市公共施設予約システムによるオンライン決済 ホールでは、姫路市公共施設予約システムを導入し、クレジットカードによる オンライン決済ができる仕組みとなっています。本システムによるオンライン決 済を行った場合は、手数料を差し引いた使用料等が決済代行業者から指定管理者 の口座に振り込まれ、年度末に市から手数料相当額を指定管理者に支払います。 提案する指定管理料には、手数料は含まないでください。
 - ② その他キャッシュレス決済 ホール及びトレーニングルームでは、使用料等をクレジットカード、電子マネ

一およびQRコード等で支払うことができるキャッシュレス決済を導入していただきます。導入経費等については、別紙3「キャッシュレス決済端末導入に係る必要経費の算出資料」を参考にしてください。また、分館及びホールとトレーニングルームのキャッシュレス決済の明細を別々にする等、分館及び併設ホール部分とトレーニングルーム部分それぞれのキャッシュレス決済による利用料金収入及び手数料が確認できるものとしてください。手数料は、手数料を差し引いた使用料等が決済代行業者から指定管理者の口座に振り込まれ、年度末に市から手数料相当額を指定管理者に支払います(ただし、自主事業に係るものは除く)。提案する指定管理料には、手数料(自主事業に係るものは除く)は含まないでください。

(5) 利用料金の減免に対する取扱いについて

利用料金の減免額については、想定される減免額相当分(過去の減免実績の平均額)を予め指定管理料から控除した上で、毎月の指定管理料の支払時に市から減免 実績額を指定管理者に支払います。

(6) 留意事項

飾磨分館及び飾磨分館ホールと安富分館及びネスパル安富ホールにおいては、指定 期間中に改修工事を予定しているが、指定管理者の申請にあたっては、改修工事を考 慮せずに指定管理料等を提案してください。

分館及びホールの床面積と、姫路市内における申請者の現在の事業所の床面積を合算して1,000㎡を超える場合等に、地方税法に定める事業所税を課税される場合があります(詳しくは、姫路市市民税課 TEL:079-221-2265へお問い合わせください。)。

9 申請資格

(1) 資格

次の要件を満たすことが必要です。

- ① 団体(共同事業体等のグループを含む。)であること(法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。)。
- ② 休日・夜間等において対応が必要な場合や、災害時の避難所として開設する必要が生じた場合等の緊急時に、迅速な対応がとれる体制を有する団体であること。
- (2) 欠格事由(団体又はその代表者) 団体又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができない。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者
 - ② 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ④ 本市において地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を取り消されたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ⑤ 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加資格)の規定に抵触することとなる者
 - ⑥ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定)の規定に基づく指名停止を受けている者
 - ⑦ 法人にあっては当該法人の、法人以外の場合にあっては代表者の市税及び国税 を滞納している者
 - ⑧ 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続を開始している者
- (3) 欠格事由(その他)

団体の代表者等(法人にあっては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加してい

る者、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。) が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- ① 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合
- ② 暴力団員を使用した場合
- ③ 暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- ④ 暴力団員と密接な交際等を有している場合
- (4) 複数の法人等で構成されるグループ(共同事業体を含む)の場合の条件 複数の法人等で構成されるグループ(共同事業体を含む)応募の場合は、上記の (1)~(3)の条件に併せて、次の事項について留意すること。
 - ① 複数の法人等がグループ(共同事業体を含む)を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うこと。
 - ② 複数の法人等で構成されるグループ (共同事業体を含む) の構成団体は、単独 での応募はできない。また同時に複数のグループ (共同事業体を含む) の構成団 体となることはできない。
 - ③ 代表となる法人等及びグループ (共同事業体を含む)を構成する法人等の変更 は原則として認めない。
 - ④ 複数の法人等で構成されるグループ (共同事業体を含む) を構成する各構成団体のいずれかが上記(2)又は(3)に該当する場合は応募することができない。

10 申請書類

		1 1. T	申	請単位	子ひ赤竹
	申請書類	様式	単独	グループ	部数
	姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨	第1号	0	_	原本
1	分館ホール等指定管理者指定申請 書	第1号-2	_	0	原本
2	姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨 分館ホール等指定管理者事業計画 書(各分館、各ホール、トレーニン グルーム毎と全体)	第2号-1	0	0	原本+10部
3	姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨 分館ホール等指定管理業務収支予 算書(各分館、各ホール、トレーニ ングルーム毎と全体) ※積算内訳を別紙(様式は自由。ただし、 用紙はA4縦で横書き)に示すこと	第2号-2	0	0	原本+10部
4	姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨 分館ホール等自主事業に関する事 業計画書(各分館、各ホール、トレ ーニングルーム毎と全体)	第3号	0	0	11部
5	誓約書	第4号	0	0	原本
6	暴力団員等の排除に係る調査承諾 書	第5号	0	0	原本
7	○○共同事業体の協定書	第6号	_	0	原本+10部
8	委任状	第7号		0	原本
9	申請団体の定款、寄付行為、規約又 はこれらに類する書類及びパンフ レット等団体の概要が分かる資料	_	0	0	原本+10部
10	【法人の場合】当該法人の登記事項	_	\circ	0	原本+10部

	申請書類	様式		請単位 グループ	部数
	証明書 【法人以外の場合】代表者の身分証 明書(本籍地の長が発行するもの)				
11	納税証明書(税務署様式その3の 2) ※公告日以降に発行したもの		0	©	原本+10部
12	【法人の場合】当該法人の直近2事業年度の法人税申告書の写し ・別表一関係(各事業年度の所得に係る申告書) ・別表二関係(同族会社等の判定に関する明細書) ・別表四関係(所得の金額の計算に関する明細書) ※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。 【法人以外の場合】代表者の直近2事業年度の税務申告書の写し・確定申告書・収支内訳書(白色申告の場合)又は所得税青色申告決算書(青色申告の場合)※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。	I	0	O	原本+10部
13	申請団体の経営状況に関する書類 (申請団体の直近2事業年度の貸 借対照表及び損益計算書又はこれ らに類する書類) ※2年に満たない場合は設立時以降の ものとする。	_	0	0	原本+10部
14	代表者の印鑑証明書 ※公告日以降に発行したもの	_	0	0	原本

- ※ その他事業計画の内容及び団体についての特記事項を証する書類があれば提出してください。
- ※ 部数欄の"原本+10部"については、原本とコピー10部を提出してください。
- ※ グループ応募の場合は、"◎"の申請書類については、構成するそれぞれの団体 について提出してください。
- ※ 申請書類の3「姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨分館ホール等指定管理業務収支 予算書」については、トレーニングルーム部分における市からの指定管理料の支払 予算が異なるため、指定管理者指定後に市の指示により分割して作成していただき ます。
- ※ 申請書類の13「申請団体の経営状況に関する書類」については、指定管理者に 指定された場合、指定期間中は毎年度、団体の決算書類(貸借対照表及び損益計算 書又はこれらに類する書類)を提出していただきます。

11 申請手続

(1) 提出先

姫路市教育委員会城内図書館庶務担当(姫路市本町68番地258)

(2) 提出期間及び提出時間

令和7年8月1日(金)から同年9月17日(水)まで(土曜日、日曜日、休日 及び図書館の休館日を除く。)

午前9時から午後5時まで

- ※ 申請書類は、持参してください。
- ※ 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受け付けることができません。

12 現地説明会の実施

現地説明会を次の要領により開催します。参加を希望する場合は、あらかじめ申し 込んでください(1団体3名まで)。

(1) 開催場所及び日時

開催場所	日時
図書館飾磨分館及び飾磨分館ホール	令和7年8月19日(月)
	午前10時から午前11時まで
図書館広畑分館、広畑分館ホール及びト	令和7年8月19日(月)
レーニングルーム	午後2時から午後3時まで
図書館網干分館及び網干分館ホール	令和7年8月20日(火)
	午前10時から午前11時まで
図書館安富分館及びネスパル安富ホール	令和7年8月20日(火)
	午後2時から午後3時まで

(2) 申込方法

令和7年8月8日(金)までに、説明会参加申込書(様式第8号)を城内図書館 あて持参、郵送、FAX又は電子メールにより、申し込んでください。申込みがな かった場合、現地説明会は実施しません。

13 図面等の閲覧

分館、ホール及びトレーニングルームの図面等を閲覧することができます。

- (1) 日時 令和7年8月1日(金)から同年9月17日(水)まで(土曜日、 日曜日、休日及び図書館の休館日を除く。) 午前9時から午後5時まで
- (2) 閲覧場所 姫路市立城内図書館事務室(日本城郭研究センター内)

14 質問書

当募集要項及び仕様書の内容に関する質問は、質問書(様式第9号)に記入の上、 城内図書館事務室まで郵送又は持参で提出してください。これ以外の方法(電話、F AX等)によるものは受け付けませんのでご了承ください。

質問項目ごとに1枚の質問用紙をご使用ください。

質問の受付は、令和7年8月27日(水)午後5時まで(郵送の場合必着)とします。

質問への回答は、ホームページ(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/000003 1292.html) 及び城内図書館にて公表します(9月4日(木)公表予定)。個別の回答は行いません。

15 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

16 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- ① 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ② 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 指定管理料の提案額が、市が設定した上限額を上回っているもの
- ⑤ その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

17 選定

指定管理者とすべき候補者を選定するための審議及び審査は、指定管理者選定委員会(外部委員3名、内部委員2名)で行います。

審査にあたり、提出書類等について各団体の代表者又は代理の方3名以内により説明していただきます(プレゼンテーション及び質疑)。日時については別途連絡します。

なお、申請者が多数の場合、又は書類審査の段階で明らかに要求要件を満たしていないと判断される場合は、選定委員会の判断により、書類審査の段階で選外とすることがあります。

18 審査の基準

指定管理者候補者選定のための審査は、姫路市立図書館条例第14条第2項各号、姫路立図書館併設ホール条例第18条第2項各号及び姫路市体育施設条例第17条第2項各号に掲げる基準並びに姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める基準を基に、指定管理者選定委員会が定める基準(別紙4)に基づき行います。

19 選定結果の通知

選定の結果は、結果のいかんにかかわらず文書で通知します。

20 選定結果の公表

選定手続の透明性を確保するため、選定結果(申請団体名、評点結果及び指定管理料提案額等)を公表します。この場合、指定管理者候補者となった団体以外は、申請団体名と評点結果が結びつかないよう配慮します。ただし、申請団体数が2団体のみであった場合は、この限りではありません。

21 指定管理者の指定

選定した候補者については、指定管理者制度運用委員会において候補者として決定した後、議会の議決を経て、指定管理者として指定を行います。

22 協定の締結

指定管理者の業務の実施に当たって、市は、姫路市指定管理者制度導入基本方針に 定める事項等について指定管理者と協定を締結します。

23 指定管理者の評価

指定期間中、管理運営業務について、適正かつ確実なサービス提供が行われているか評価等を行います。また、評価結果については、市のホームページ等で公表します。

24 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらずお返しできません。
- (2) 提出された書類は指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- (3) 提出された書類は必要に応じ複写します(使用の目的は庁内及び選定委員会での検討に限ります。)。
- (4) 提出された申請関係書類及び指定期間中の管理運営に係る事業計画書、各種報告書類は、必要に応じて公表することがあります。ただし、公表に当たっては、個人情報や申請団体の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容の判断をします。

25 添付書類

- (1) 姬路市立図書館条例
- (2) 姬路市立図書館条例施行規則
- (3) 姫路市立図書館併設ホール条例
- (4) 姫路市立図書館併設ホール条例施行規則
- (5) 姫路市立図書館図書資料等の複写に関する規則
- (6) 姬路市体育施設条例
- (7) 姬路市体育施設条例施行規則
- (8) 姬路市指定管理者制度導入基本方針
- (9) 分館、ホール及びトレーニングルーム平面図

26 問い合わせ先

姬路市教育委員会事務局生涯学習部 城内図書館 担当 井上

〒670-0012 姫路市本町68番地258

電 話:079-289-4888 FAX:079-289-1896 電子メール:tosho@city.himeji.lg.jp

【募集から管理業務開始までの流れ(予定)】

令和7年 8月1日~9月17日	指定管理者の募集	
9月~10月	◆ 指定管理者候補者の選定 ◆	
12月下旬(議会)	¥ 指定議案の議決 ◆	
12月下旬	指定管理者の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
令和8年1月	協定締結	
4月1日~	管理業務開始	